

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」

当社では、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員が個人の能力を最大限に発揮できるよう、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1、計画期間 2021年4月1日 ～ 2024年3月31日

2、行動計画

- (1)子どもの出生時における育児休業の取得を促進します。
- (2)社員が安心して、育児休業を取得し復帰できるよう、育児休業中に活用できる制度や公的扶助の手続きなどをまとめたパンフレットを作成し配布します。
- (3)妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置します。

以上